⑶　参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法
提出期間：令和４年６月27日17時
提出場所：５⑴担当部局に同じ。
提出方法：持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）とする。
⑷　技術提案書の提出期限、提出場所及び提出方法
提出期限：令和４年８月17日17時
提出場所：５⑴担当部局に同じ。
提出方法：持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）とする。

6　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　契約保証金　納付。（保管金の取扱店：日本銀行南千代田代理店（三井住友銀行本店営業部））。ただし、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、若しくは、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
⑶　契約書作成の要否　要。
⑷　当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　有（大手休憩所（仮称）新築工事に伴う意図伝達業務）
本業務は、上記随意契約予定の業務の予定業務量を含めた業務量をもって、公募型の手続とするものである。
⑸　関連情報を入手するための照会窓口　５⑴担当部局に同じ。
⑹　２⑴①に掲げる競争参加資格の認定を受けていない単体企業又は２⑴②に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていないもの（競争参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。）も参加表明書を提出することができるが、見積合わせの時までに当該資格を取得しなければならない。
⑺　詳細は、説明書による。

7　Summary
⑴　Contracting entity : Takeshi Kohira, Director of the Accounting Division, Grand Steward's Secretariat, Imperial Household Agency, 1―1 Chiyoda, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8111 Japan
⑵　Classification of the services to be procured : 42
⑶　Subject matter of the contract : Imperial Palace East Gardens Rest Area new construction design work
⑷　Time-limit to express interests by bringing or mail : 5 : 00 P.M. 27 June 2022
⑸　Time-limit for the submission of proposals by bringing or mail : 5 : 00 P.M. 17 August 2022
⑹　Contact point for documentation relating to the proposal : Accounting Section, Administration Division, Maintenance and Works Department, Imperial Household Agency, 1―1 Chiyoda, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8111 Japan TEL 03―3213―1111 (Ex. 3468・3477)

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

皇居東御苑における来苑者のアメニティ向上等のための施設設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。
令和４年６月13日
宮内庁管理部管理課長　武田　誠司
◎調達機関番号　008　◎所在地番号　13
1　業務概要
⑴　業務名　皇居東御苑における来苑者のアメニティ向上等のための施設設計業務
⑵　業務内容　本業務は、東京駅、大手門（東御苑の玄関口）及び三の丸尚蔵館に近接した計画地において、来苑者のアメニティ向上及び東御苑ガイダンス情報等提供の強化を目的とした休憩所の整備に係る建築、建築設備、外構の基本・実施設計及び積算業務等を行うものである。
⑶　履行期間　契約締結の翌日から令和６年２月28日まで。
2　申請の時期
令和４年６月13日から令和４年６月27日17時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。
なお、令和４年６月28日以降（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、見積合わせの時までに設計共同体としての資格の認定を受けていなければならない。
3　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、令和４年６月13日から宮内庁管理部管理課経理係において設計共同体としての資格を得ようとする者に交付する。
交付場所　〒100―8111 東京都千代田区千代田１－１　宮内庁管理部管理課経理係　電話03―3213―1111（内線3468又は3477）
⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に「皇居東御苑における来苑者のアメニティ向上等のための施設設計業務設計共同体協定書」（４⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。提出場所は⑴に示す申請書の交付場所に同じ。
⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
4　設計共同体としての資格及びその審査
次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。
⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。
①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
②　内閣府における令和３・４年度一般競争（指名競争）参加資格のうち、共同体の代表者は、「建築関係建設コンサルタント業務」の競争参加地域が「関東」で「A」の格付を受け、共同体の代表者以外の構成員は、「建築関係建設コンサルタント業務」の競争参加地域が「関東」で「A」「B」又は「C」の格付を受けた者の組合せとする。
③　当庁における指名停止期間中ではないこと。
⑵　業務形態
①　構成員の分担業務が、業務の内容により、「皇居東御苑における来苑者のアメニティ向上等のための施設設計業務設計共同体協定書」において明らかであること。
②　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、「皇居東御苑における来苑者のアメニティ向上等のための施設設計業務設計共同体協定書」において明らかであること。
⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、「皇居東御苑における来苑者のアメニティ向上等のための施設設計業務設計共同体協定書」において明らかであること。
⑷　設計共同体の協定書　設計共同体の協定書が、上記３⑴の担当部局において交付する所定の様式であること。
5　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い
４⑴②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、４⑴②の認定を受けていない構成員が４⑴②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、見積合わせの時までに４⑴②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。
6　資格審査結果の通知
「競争参加資格認定通知書」により通知する。
7　資格の有効期間
６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。
8　その他
⑴　設計共同体の名称は、「皇居東御苑における来苑者のアメニティ向上等のための施設設計業務○○・○○設計共同体」とする。
⑵　当該業務に係る特定手続に参加するためには、見積合わせの時までに設計共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））（令和４年６月13日付け支出負担行為担当官　宮内庁長官官房主計課長）に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。